



認定薬剤疫学家制度規則

第1章 総則

• 第1条

本制度は、薬剤疫学に関する知識を有し、実践している者を日本薬剤疫学会として評価し、認定薬剤疫学家(Certified Pharmacoepidemiologist)とすることにより、薬剤疫学を教育あるいは実践できる専門家を養成し、医薬品の有効で安全な使用への関与を通じて、人々の健康の維持や増進に寄与していくことを目的とする。

• 第2条

前条の目的を達成するため、日本薬剤疫学会(以下、学会と略す)は日本薬剤疫学会認定薬剤疫学家制度を制定し、認定薬剤疫学家と呼ばれるにふさわしい者を認定薬剤疫学家として認定する。

第2章 認定薬剤疫学家の認定

• 第3条

認定薬剤疫学家の認定試験を受験する者は、下記の要件をすべて満たすものとする。

- 1) 日本薬剤疫学会の会員歴が3年以上であること
- 2) 薬剤疫学研究に関連した実績があること

実績の詳細については別途定める。

• 第4条

認定薬剤疫学家の認定試験を受験する者は、別に定める書類を添えて申請する。試験結果などを踏まえ、認定・教育委員会の審査を経て学会理事会が認定する。

• 第5条

学会は、認定薬剤疫学家として認定された者に対して認定薬剤疫学家(Certified Pharmacoepidemiologist)の証書を授与する。

第3章 認定薬剤疫学家の認定試験



- **第 6 条**

認定薬剤疫学家の認定試験は 2022 年に開始する。

第4章 認定薬剤疫学家の更新

- **第 7 条**

認定薬剤疫学家(Pharmacovigilance Specialist; PVS の認定を受けた者を含む)は、2016 年まで過渡的措置による認定を受けた者も含め、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過により効力を失う。

更新要件は別途定める。

第5章 認定・教育委員会

- **第 8 条**

認定・教育委員会委員の任期は2年とする。再任は妨げない。

- **第 9 条**

この制度の運営は、日本薬剤疫学会の中に設けられた認定・教育委員会が担当する。

第6章 認定薬剤疫学家の認定取り消し

- **第 10 条**

2016 年まで過渡的措置による認定を受けた者も含め、認定された後、認定薬剤疫学家としてふさわしくない行為がみられた場合には、認定・教育委員会の審議を経て、理事会において認定薬剤疫学家の認定を取り消すことができる。また、本学会を退会した場合には、認定薬剤疫学家の認定を取り消すものとする。

第7章 付則

- **第11条**

この規則の変更は、認定・教育委員会において検討し、理事会の承認を得て社員総会がこれを行う。

1. 本規則は、平成24年11月12日より施行する。

改訂 平成 28 年 11 月 18 日

改訂 令和 3 年 11 月 26 日